

アースガス

【主契約料金表】

東京ガス供給区域（東京地区等）

2025 年 9 月 1 日実施

株式会社アースインフィニティ

本 則

1 適 用

この主契約料金表は、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域における東京地区等（ただし、茨城県日立市およびその他のお客さまのお申込みをお受けできない地域として当社が別途定める地域を除く。）のお客さまで、当社が別途定めるガス供給約款が適用される需要で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金の単価表は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 57,250 円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価 を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が 57,250 円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(2)によって算定された原料費調整額単価を加えたものといたします。

なお、使用量（ガス料金の算定期間における使用量をいいます。別途定める場合を除き、以下同じです。）が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、80 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 80 立方メートルをこえ、200 立方メートルまでの場合には料金表 C を、使用量が 200 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合には料金表 D を、使用量が 500 立方メートルをこえ、800 立方メートルまでの場合には料金表 E を、使用量が 800 立方メートルをこえる場合には料金表 F を、それぞれ適用いたします。

【アースガス】

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	723.82 円
---------	----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	145.31 円
-------------	----------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,034.88 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	130.46 円
-------------	----------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,207.36 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	128.26 円
-------------	----------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,854.16 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	124.96 円
-------------	----------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	6,166.16 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	116.16 円
-------------	----------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	12,202.96 円
---------	-------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	108.46 円
-------------	----------

【アースガス S】

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	721.05 円
---------	----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	145.31 円
-------------	----------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	950.40 円
---------	----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	130.46 円
-------------	----------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,108.80 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	128.26 円
-------------	----------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,702.80 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	124.96 円
-------------	----------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	5,662.80 円
---------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	116.16 円
-------------	----------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	11,206.80 円
---------	-------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	108.46 円
-------------	----------

3 日 割 計 算

(1) 当社は、次の場合は日割計算し、ガス料金を算定いたします。

- イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日(供給者切替の場合の需給開始日を含みます。)から次の定例検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合
- ロ 開栓(供給者切替の場合を除きます。)によりガスの供給を開始し、または需給契約が終了した場合で、ガス料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となったとき
- ハ 需給契約を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合で、ガス料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となったとき

(2) 日割計算を行う場合のガス料金は、次の日割計算後、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。なお、この場合の 2 (ガス料金) の適用区分は、日割計算で算出したお客さまのガス使用日数 (以下「日割計算対象日数」といいます。) における使用量に 30 を乗じ、日割計算対象日数で除した 1 月換算の使用量によります。

① 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨ていたします。

② 従量料金

2 (ガス料金) の料金表における 1 立方メートルあたりの従量料金の単価に日割計算対象日数における使用量を乗じて算定いたします。ただし、従量料金の単価は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が 57,250 円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が 57,250 円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(2)によって算定された原料費調整単価を加えたものといたします。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は 13 A であるため、13 A とされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45 メガジュール

最低熱量……44 メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5 キロパスカル

最低圧力……1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォッベ指数……57.8

最低ウォッベ指数……52.7

5 各種手数料

お客さまからの申し出により、以下の手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月のガス料金と合算してお支払いをいただきます。

発行手数料	請求書郵送	1 件につき【税抜額 600 円，税込額（10%時） 660 円】
	電子バーコードによる払込票 および払込用紙発行	1 件につき【税抜額 600 円，税込額（10%時） 660 円】
	再振替手数料	1 件につき【税抜額 400 円，税込額（10%時） 440 円】
	支払証明書	1 通につき【税抜額 1,000 円，税込額（10%時） 1,100 円】
	その他書面での回答	実費相当額

6 その他

その他の事項については、ガス供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この料金表は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2021 年 4 月 1 日から適用し実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2023 年 7 月 1 日から適用し実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2024 年 3 月 1 日から適用し実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2025 年 5 月 1 日から適用し実施いたします。

この料金表の一部を改定し、2025 年 9 月 1 日から適用し実施いたします。

別 表(原料費調整)

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (57,250 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times (0.081 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}))$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 57,250 円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 57,250 \text{ 円}) \times (0.081 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率}))$$

なお、原料費調整単価の小数点第 3 位以下の端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用される従量料金の単価に適用いたします。なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日の翌日から 6 月の検針日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日の翌日から 7 月の検針日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日の翌日から 8 月の検針日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日の翌日から 9 月の検針日までの期間

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日の翌日から 10 月の検針日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日の翌日から 11 月の検針日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日の翌日から 12 月の検針日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日の翌日から翌年の 1 月の検針日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日の翌日から 2 月の検針日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日の翌日から 3 月の検針日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日の翌日から 4 月の検針日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日の翌日から 5 月の検針日までの期間

2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料単価算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格、1 トン当たりの平均 L P G 価格および 1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。